

令和2年2月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第2回）議事録

1. 開催日時 令和2年2月18日（火曜日）午後2時
2. 開催場所 由利本荘市役所「正庁」
3. 出席委員（20名）

| | |
|----------|-----------|
| 2番 熊谷正博 | 15番 小松幸夫 |
| 3番 遠藤幸男 | 16番 大場弥吉 |
| 5番 富樫公一 | 17番 佐藤喜勝 |
| 7番 庄司和夫 | 18番 岡部五一郎 |
| 9番 畑山留美子 | 19番 古関幸子 |
| 10番 佐々木亨 | 20番 佐々木純一 |
| 11番 佐藤俊和 | 21番 齋藤誠 |
| 12番 大瀧浪雄 | 22番 佐々木知榮 |
| 13番 佐藤秀孝 | 23番 佐藤和子 |
| 14番 小野眞一 | 24番 佐藤系悦 |
4. 欠席した委員（3名）

| |
|---------|
| 4番 眞坂平通 |
| 6番 石井勲 |
| 8番 佐藤崇 |
5. 議事日程第1号 令和2年2月18日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 報告第1号 由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について
 - 第6. 議案第12号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第7. 議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第8. 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第9. 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第10. 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件
 - 第11. 議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
 - 第12. 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第13. 議案第19号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

| | | | |
|-----------|--------|------------|-------|
| 事務局長 | 高橋孝紀、 | 次長 | 柳田保、 |
| 農地班長 | 小松和則、 | 主査 | 釜台勇樹、 |
| 主査 | 鎌田美奈子、 | 主事(矢島庶務班) | 村上崇敬、 |
| 主任(岩城庶務班) | 佐賀歩、 | 主査(由利庶務班) | 加川長太、 |
| 主事(大内庶務班) | 池田卓也、 | 主事(東由利庶務班) | 高橋直希、 |
| 主事(西目庶務班) | 高橋菜摘、 | 主任(鳥海庶務班) | 櫻井浩規 |

8. 総会議長
佐藤 系 悦

9. 議事録署名委員
17番 佐藤 喜勝
18番 岡部 五一郎

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年2月4日公示招集されました、令和2年第2回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

4番・眞坂平通委員、6番・石井勲委員、8番・佐藤崇委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、報告第1号並びに議案第12号から議案第19号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、17番・佐藤喜勝委員、18番・岡部五一郎委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する。)

○議長

日程第5、報告第1号「由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

このたび専決処分した改正内容について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。

規則第3条では、推薦及び募集の資格要件を定めています。このうち第4号では「市内に住所を有する者」と定めていましたが、これを削除し、由利本荘市に住所を有しない方が、推進委員になろうとするために推薦を受けたり、募集に応募することができるように改正したものです。

農業委員会等に関する法律の解説によれば、「選挙で選ばれる委員は農業委員会の区域内に住所を有する者のみに被選挙権が付与されていましたが、平成28年の法改正後の委員にはこのような制限を課さないこととされた」と記載されており、このように判断する理由として、「市町村を超えた出入り作が増加していること」を踏まえたものであって、例えば、「市内に住所を有しない者が市内で農業経営を行っている場合や、本市の農業事情に詳しい者が、推薦を受けたり、募集に応募することが可能とされた」としています。

実際に推進委員として職務を遂行するためには、市内に住所を有する方でなければ難しいところもあると思いますが、法の解釈としては「住所を有しない者の推薦等が可能とされた」ということですので、本規則第3条第4号を削除したものですので、ご理解くださるようお願いいたします。

本日の資料として準備した、農業委員と推進委員の募集チラシには、住所要件が表示されていますが、これは配布作業がすべて終了してしまっていたことから、住所要件を記載したまま配布したものです。市ホームページには住所要件を削除した募集要項を掲載しているところです。

3月16日までの期限で募集した後は、選考委員会に諮って、適正に推進委員の職を遂行できる方が選任される予定となっています。

なお、農業委員の募集にあたっては、市長部局で、農業委員の資格要件から住所要件を削除する規則改正を行っていますので、申し添えます。

○議長

報告第1号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第12号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定又は経営移譲である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第12号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第12号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第13号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与又は譲受人の要望である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第13号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第13号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から8番までにつきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第14号1番から8番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は1年である旨説明し、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号1番から8番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご

質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号1番から8番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第14号1番から8番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第14号9番から103番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は6年又は10年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第14号9番から103番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【17番手を挙げる】

○議長

17番・佐藤喜勝委員。

○17番(佐藤喜勝委員)

32番、33番について伺います。耕作面積がゼロですが、この方の年齢と作目を教えてください。

○議長

事務局。

○事務局

設定を受ける方は20代の方です。以前は農業法人で農作業に携わっていた方で、現在も雇用されて農業に従事しています。このたびは親戚から頼まれて自分で農業経営を始めることになった方です。農業経営自体は新規なのですが、これまでの農作業経験を生かして経営することになりました。すべて水稻を作付ける予定です。

○議長

17番いかがですか、他にございませんか。

【12番手を挙げる】

○議長

12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

農業法人の農業従事者人数について、60ヘクタールを耕作する法人の人数が2人と記載されていますが、どのように把握したのですか。

○議長

事務局。

○事務局

利用権設定の申し出にあたって、申出書に賃借人の農作業従事者数を記載していただいております、この人数を議案書に表記しています。

○議長

12番いかがですか。

【12番手を挙げる】

○議長

12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

申出書が提出された際に、あらためて従事者数の確認などは行っていないのですか。

○事務局

提出された申出書に農作業従事者数が記載されていない場合は聞き取りをしますが、記載された状態で提出された場合にはあらためて確認するという事は行っていません。法人などにおいては繁忙期に作業者を雇用する場合もあるかと思えます。

○議長

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

12番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号9番から103番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第14号9番から103番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第15号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、B委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【B委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第16号1番につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、計画の内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第16号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第16号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第16号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【B委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第16号2番から6番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第16号2番から6番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第16号2番から6番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第16号2番から6番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題としますが、本議案につきましては、C委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【C委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第17号につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は10年である旨述べ、計画の内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【C委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第12、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第18号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番・佐藤和子委員。

○23番(佐藤和子委員)

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第18号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第18号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第18号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第19号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は約10年前から耕作しておらず、雑木等が繁茂し、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第19号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番(佐藤喜勝委員)

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第19号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は長期にわたり耕作しておらず、雑木等が繁茂し、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第19号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番・佐々木亨委員。

○10番(佐々木亨委員)

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第19号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その

他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 1 分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第 1 2 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 喜 勝

議事録署名委員 岡 部 五 一 郎